

今回はツシマヤマネコにスポット!



『「対馬学」への招待』の第2弾はツシマヤマネコにスポットをあて、12月26日土曜日、天神のアクロス福岡で開催しました。師走の忙しい中、ご家族連れや動物の勉強をしている学生さん、ツシマヤマネコファンなど35人にご参加いただきました。

第1部は「ツシマヤマネコってどんな動物?」と題して環境省対馬野生生物保護センターの大谷雄一郎さんが講演。対馬から持ってきていただいたツシマヤマネコのフンを参加者が実際に分析し、生態について学びました。第2部「動物園のツシマヤマネコ」ではツシマヤマネコの繁殖事業について、福岡市動物園で飼育を担当されている長野理史さんと永尾英史さんに映像を交えて講演をしていただきました。

次回の『「対馬学」への招待』は2月21日に「朝鮮通信使」と「雨森芳洲」をテーマに開催する予定です。

福岡で見つけた“対馬のいいもの”

福岡事務所のスタッフが、福岡で触れた対馬をご紹介しますコーナーです。

福岡市動物園の寅年の主役は「ツシマヤマネコ」!

福岡市動物園では、年2回「動植物園だより」を発行しており、最新号である平成21年秋冬号の表紙を飾っているのは「ツシマヤマネコ」です。特集記事では「みんなで守ろうツシマヤマネコ」というタイトルで、ツシマヤマネコの生息数が減少している状況や動物園での飼育下繁殖などについて詳しく紹介されています。



動植物園だより
平成21年秋冬号

動物園で公開されている2頭のツシマヤマネコは、ゲージ越しに見ることができ、時折聞くことのできる生の鳴き声もかなりの迫力。今年寅年、福岡市動物園の主役は「虎毛の山猫」という意味で「とらやま」と呼ばれてきたツシマヤマネコかもしれません。

老齢年金は、所得税法の「雑所得」として扱われ、所得税がかかることになっています。65歳未満の方でその年の支払額が108万円以上の方や、65歳以上の方で158万円以上の方の場合は、原則として所得税がかかります。す。(この年金額より少ない方は源泉徴収されません。)年金に課税される所得税は、各支払いに支払われる額から源泉徴収されます。老齢年金を受給されている方には、毎年1月中に「源泉徴収票」をお送りしています。確定申告等の際に税務署に提出してください。また、亡くなった方の分はご遺族からの申請がないと交付して

年金にかかる
税金について



年金コーナー

りませんので、亡くなった方の確定申告(準確定申告)に源泉徴収票が必要となる場合は、社会保険業務センターへ交付の申請をしてください。申請書は、お近くの年金事務所(旧社会保険事務所)に備え付けています。お問い合わせは、「ねんきんダイヤル0570105」へ! 1165へ!

「日本年金機構」が平成22年1月1日からスタート!
社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

変わりました。

現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

日本年金機構の設立に伴い、国民の皆様方へ何らかの手続きをさせていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。

日本年金機構

長崎北年金事務所

年金事務所の出張

相談のお知らせ

場所 上対馬総合センター

ター

日時 2月17日(水)

午後1時から

午後5時まで

2月18日(木)

午前9時から

午前12時まで

